

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和7年4月23日 14時30分頃
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港 新居浜港東防波堤灯台から真方位055°640m付近 (概位 北緯33°59.0′ 東経133°16.3′)
事故の概要	貨物船TAIRYUは、荷役作業中、司厨長船員室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和7年5月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 TAIRYU（パナマ共和国籍）、49,737トン 9774317（IMO番号）、OCEAN EVER VENTURES LIMITED、美 須賀シップマネジメント株式会社（船舶管理会社、A社）
乗組員等に関する情報	船長（フィリピン共和国籍）、船長免状（フィリピン共和国発給）、締 約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 司厨長（フィリピン共和国籍）
負傷者	なし
損傷	司厨長船員室及びB甲板通路に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び司厨長ほか17人が乗り組み、新居浜港の企業岸壁で荷揚げ作業中、本船のB甲板において火災（煙）探知機が作動した。</p> <p>船長は、航海士に命じて確認させたところ、B甲板の司厨長船員室からの出火と判明したので、港則法（昭和23年法律第174号）第29条の規定に基づき火災を示す警報として汽笛で長音5回を吹鳴し、本船に火災が発生したことを周囲に知らせた。</p> <p>船長は、荷揚げ作業を中止し、乗組員に消火を指示した。</p> <p>船長は、既に居住区が大量の煙に覆われていたので、消火器による消火を断念し、主消防ポンプ及び非常用消防ポンプを用いた海水消火を開始した。</p> <p>火災に気付いた荷役オペレーターから連絡を受けた船舶代理店担当者は、本船に乗船して、本事故の発生を消防署及び海上保安庁に通報し、港湾管理者、A社等に連絡した。</p> <p>海水消火により、火災は鎮火し、その後、関係機関及びA社によって出火元、出火原因等の調査が行われた。</p> <p>A社による調査結果は次のとおりであった。</p> <p>・出火場所は、B甲板の司厨長船員室であり、司厨長船員室及びB</p>

甲板の通路が焼損していた。(図1参照)

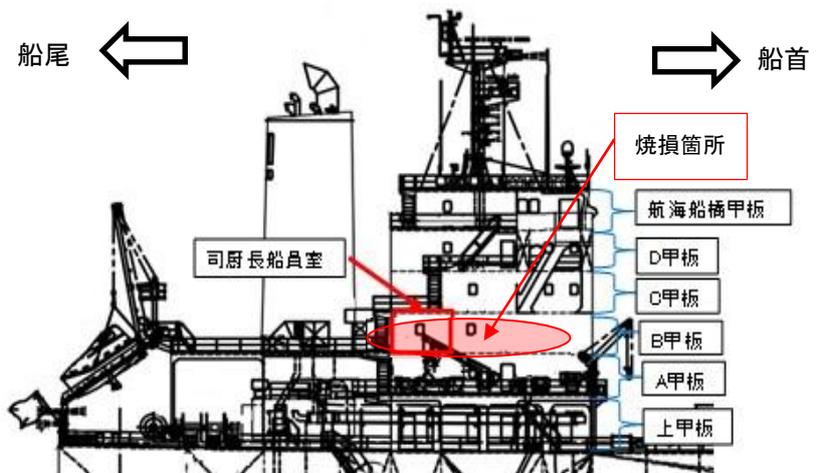


図1 火災場所(右舷側面図)

- ・司厨長船員室内のごみ箱から、可燃物の燃烧残渣及びたばこの吸殻2本が発見された。(写真1参照)



写真1 ごみ箱内の可燃物の燃烧残渣及び吸殻(A社提供)

- ・ゴミ箱は、司厨長船員室内にある机の下に残置されていた。
- ・ゴミ箱周囲の壁に鉄材が強い熱を受けたことによる錆が認められた。
- ・司厨長は、火災発生時、調理室で夕食の準備をしていた。
- ・司厨長は、喫煙場所が定められており、船員室内が禁煙であることを知っていたが、たばこの不始末による火災発生の危険の認識が低く、司厨長船員室で喫煙していた。
- ・船長は、船員室検査を毎週行っていたが、司厨長船員室での喫煙が行われたことに気付いていなかった。

消防本部の火災原因判定書によれば、船員室内でたばこが原因により出火し、船員室等が焼損した火災であるとのことであった。

分析

本船は、荷役作業中、司厨長が、自室で喫煙し、火が点いた吸殻を同室にある机の下に置いてあるゴミ箱に捨てたことから、ゴミ箱内の可燃物に引火して出火し、机に燃え移り延焼したものと考えられる。

	<p>司厨長は、船員室が禁煙であることは知っていたが、たばこの不始末による火災発生の危険の認識が低かったことから、司厨長船員室で喫煙し、火が点いたままの吸殻をごみ箱に捨てたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が荷役作業中、司厨長が、禁煙である船員室内で喫煙し、火が点いた吸殻を同室にある机の下に置いてあるごみ箱に捨てたため、ごみ箱内の可燃物に引火して出火し、机に燃え移り延焼したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、再発防止策として次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査を行い、船員に対して、指定された喫煙場所以外で喫煙しないよう指導した。 ・ 船長に対して、毎週行う定例の船員室検査に加え毎月1回抜き打ちの船員室検査を実施するよう指示した。 ・ 内部監査の際に抜き打ちで船員室検査を行うこととした。 ・ 指定された喫煙場所には、蓋付きの灰皿を設置した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者等は、火災防止のため、喫煙場所を定める等の喫煙ルールを策定し、乗組員に喫煙ルールを遵守させること。